

除外率制度について

- 1 障害者雇用促進法では、障害者の職業の安定のため、法定雇用率を設定している。
- 2 一方、機械的に一律の雇用率を適用することになじまない性質の職務もあることから、障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度(障害者の雇用義務を軽減)を設けていた。
除外率は、それぞれの業種における障害者の就業が一般的に困難であると認められる職務の割合に応じて決められていた。
- 3 この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。
経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている(法律附則)。
- 4 平成16年4月と平成22年7月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施したほか、令和7年4月に、一律に10ポイント引下げ予定。

除外率設定業種及び除外率（令和 7 年 4 月以降）

除外率設定業種	除外率
・ 非鉄金属第一次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	5 %
・ 建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便業（信書便事業を含む。）	1 0 %
・ 港湾運送業 ・ 警備業	1 5 %
・ 鉄道業 ・ 医療業 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 高等教育機関	2 0 %
・ 林業（狩猟業を除く。）	2 5 %
・ 金属鉱業 ・ 児童福祉事業	3 0 %
・ 特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	3 5 %
・ 石炭・亜炭鉱業	4 0 %
・ 道路旅客運送業 ・ 小学校	4 5 %
・ 幼稚園 ・ 幼保連携型認定こども園	5 0 %
・ 船員等による船舶運航等の事業	7 0 %